

確認検査業務規程

一般財団法人 愛知県建築住宅センター

確認検査業務規程
一般財団法人 愛知県建築住宅センター

総則

(適用範囲)

第1条 この確認検査業務規程(以下「規程」という。)は、(一財)愛知県建築住宅センター(以下「センター」という。)が、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第77条の18から第77条の21までの規定に定める指定確認検査機関として行う確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定に関する業務(以下「確認検査の業務」という。)の実施について、法第77条の27の規定に基づき必要な事項を定める。なお、この規定(第15条第1項及び第20条第1項並びに第2項を除く。)は、センターが国、都道府県又は建築主事若しくは建築副主事(以下、「建築主事等」という。)を置く市町村の建築物、建築設備及び工作物の確認検査を行う場合に準用する。

(用語の定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助員 確認検査の補助的な業務を行う職員をいう。
- (2) 確認検査員等 確認検査員及び副確認検査員並びに補助員をいう。
- (3) 検査補助者 完了検査、中間検査又は仮使用認定に係る一定の知識を有し、公正かつ客観的に検査を補佐することができるものとして、センターが認めた者をいう。
- (4) 役員 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第136条の2の14第1項第2号に規定する役員をいう。
- (5) 親族 配偶者並びに一親等の血族及び姻族をいう。
- (6) 親会社等 法第77条の19第11号に規定する親会社等をいう。
- (7) 特定支配関係 令第136条の2の14に規定する特定支配関係をいう。
- (8) 建築主等 建築主、設置者及び築造主をいう。
- (9) 建築物等 建築物、建築設備及び工作物をいう。
- (10) 制限業種 次に掲げる業種のうち建築物等又はその敷地に係るもの(国、都道府県及び市町村の建築物等又はその敷地並びにこれらの機関から業務実施の要請があった建築物等又はその敷地に係るものを除く。)をいう。
イ 設計・工事監理業(工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。ただし、建築物等又はその敷地に関する調査、鑑定業務は除く。)
ロ 建設業
ハ 不動産業(土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。)
ニ 昇降機の製造及び供給業
- (11) 署名等 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号。以下「デジタル行政推進法」という。)第3条第6号に規定する署名等をいう。
- (12) 電磁的記録 デジタル行政推進法第3条第7号に規定する電磁的記録をいう。
- (13) 電子署名 国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成15年3月20日国土交通省令第25号。以下、「主務省令」という。)第2条第2項第1号に規定する電子署名をいう。
- (14) 電子証明書 主務省令第2条第2項第2号に規定する電子証明書をいう。

- (15) 電子情報処理組織 センターの使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- (16) 申請等 デジタル行政推進法第3条第8号に規定する申請等をいう。
- (17) 処分通知等 デジタル行政推進法第3条第9号に規定する処分通知等をいう。
- (18) 電子申請 デジタル行政推進法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請等をいう。
- (19) 電子交付 デジタル行政推進法第7条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う処分通知等の交付をいう。
- (20) リモート検査 確認検査員又は副確認検査員が実地と異なる場所において行う中間検査、完了検査又は仮使用認定に係る検査をいう。

第1章 確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するための方針及び体制

第1節 方針・運営及び権限と責任

(確認検査の業務実施の基本方針)

第3条 センターは、法、法に基づく命令及び条例、これらに関わる技術的助言、法第18条の3に基づく確認審査等に関する指針(平成19年国土交通省告示第835号。以下「指針」という。)、その他関係法令並びにこの規程の要件に従うとともに、公共の福祉の増進に資する確認検査の業務の使命に鑑み、確認検査の業務を公正かつ適確に実施するものとする。

2 理事長は、毎年度、確認検査の業務が公正かつ適確に行われるようにするため、目標の設定及び見直しのための枠組み、これらをセンター内で共有する方法等について方針(以下「確認検査業務実施方針」という。)として定め、職員(確認検査員又は副確認検査員並びに非常勤職員を含む。以下同じ。)に周知する。

(確認検査業務管理体制の運営、責任と権限)

第4条 理事長は、確認検査の業務の指定区分及び業務区域並びに業務量見込みに応じて、この規程に従って業務が公正かつ適確に行われるために必要な体制を構築するとともに、その実行のために必要な規則(以下「確認検査業務管理規則」という。)を定め、職員(非常勤職員を含む。)に周知し、実施させる。

2 確認検査業務管理規則には、少なくとも以下に掲げる事項について、その実施に必要な事項を定める。

- (1) 確認検査業務管理体制の見直し
- (2) 記録等の管理
- (3) 苦情等事務処理
- (4) 内部監査
- (5) 不適格案件管理
- (6) 再発防止措置
- (7) 秘密の保持

3 理事長は、センターが行う確認検査の業務の品質保証を担当する役員として、確認検査業務管理責任者を任命する。

4 確認検査の業務の実施に係る最高責任者は理事長とし、確認検査業務管理責任者が確認検査の業務に係る管理の責任と権限をもつ。

(確認検査業務管理体制の見直し)

第5条 理事長は、センターの確認検査業務管理体制が引き続き適切、妥当で、かつ効果的であることを確実にするために、年1回、次事業年度の開始前までに、定期的に確認検査業務管理体制の見直しを行う。また、センター及びセンターの業務をとりまく環境の変化、社会的要請の変化、内部監査の結果、外部からの要求等により必要と判断した場合には、随時、確認検査業務管理体制の見直しを行う。

2 確認検査の業務が公正かつ適確に行われることを確実にするために、確認検査業務管理体制を継続的に改善する。

(確認検査の業務の組織体制)

第6条 理事長は、確認検査の業務が公正かつ適確に行われることを確実にするため、申請に係る建築物等の規模や用途、確認検査の業務に従事する職員の構成に応じた確認検査の組織体制を構築する。

2 確認検査の業務は、他の業務(判定及び建築物等の検査等に関する業務を除く。)と独立した部署で行う。

3 確認検査の業務に従事する職員は、その職務の執行に当たって厳正かつ公正を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。

4 確認検査業務管理責任者は、確認検査の業務に従事する職員が、前項を満たして業務を行うことを確実にするための措置を講ずるものとする。

第2節 確認検査の業務の手順

(確認検査の業務の方法)

第7条 確認検査の業務が、この規程に従って常に公正かつ適確に行われることを確実にするため、理事長は、確認検査の具体的な手順その他確認検査の業務の実施に必要な全ての事項を含む確認検査業務実施マニュアル(以下「マニュアル」という。)を定め、これに従い確認検査員等に確認検査の業務を実施させる。

2 マニュアルには、建築基準関係規定への適合の確認、検査の具体的な方法及びこれが行われたことがその全過程を通じて追跡、確認できる方法を定める。

3 理事長は、マニュアルを最新の状態に維持し、確認検査員等がいつでも利用できるよう徹底する。

(建築基準関係規定の改正等に伴う措置)

第7条の2 確認検査業務管理責任者は、建築基準関係規定の改正、国土交通大臣等及び特定行政庁等からの指示・連絡等に係る文書(都市計画の決定及び変更の通知を含む。)を収集・保存するとともに、職員に周知・徹底するものとする。

(判断するための根拠資料及び対応方法)

第7条の3 確認検査員又は副確認検査員は、建築基準関係規定の解釈、都市計画に関する状況等を明確に判断するため、次に掲げるものを根拠資料とし、これに基づき審査するものとする。

(1) 前条の文書

(2) 建築基準関係規定の解釈等について特定行政庁が公表している情報又は発行している資料

(3) 都市計画に関する状況等(道路種別含む。)について地方公共団体が公表している情報又は発行している資料

2 確認検査員又は副確認検査員は、前項の根拠資料では建築基準関係規定の解釈、都市計画に関する状況等を明確に判断できない場合は、次に掲げる対応方法により審査するものとする。

- (1) 建築基準関係規定の解釈等についての法第 77 条の 32 第 1 項の特定行政庁への照会
- (2) 都市計画に関する状況等(道路種別含む。)についての地方公共団体への照会

第3節 確認検査の業務に関する書類の管理

(図書及び書類の持出しに係る報告)

第8条 役員及び職員は、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令(平成 11 年建設省令第 13 号。以下「指定機関省令」という。)第 29 条第 1 項に規定する図書及び書類(複写したものを含む。)を執務室等の外に持ち出そうとするときは、その方法・手順を確認検査業務管理規則に定め、持ち出す目的及び持ち出す先を報告するとともに、持ち帰ったときはその旨を管理者に報告するものとする。

(確認検査の業務に関する書類の管理に係る別の定め)

第8条の2 理事長は、確認検査の業務に関する書類(確認検査の業務の実施の過程で行われた建築主等との打合せ等に関する書類を含む。第8条の4及び第8条の6において「記録」という。)の管理(保存、閲覧、廃棄等の方法を含む。)について確認検査業務管理規則に定める。

(確認検査の業務に関する書類の保存期間)

第8条の3 法第 77 条の 29 第 2 項に規定する書類(指定機関省令第 29 条第 2 項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)は、当該建築物等に係る法第 6 条第 1 項又は法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認済証(計画の変更に係るものを除く。)の交付の日から 15 年間保存する。

(統括記録管理者の設置)

第8条の4 センターに、記録等(帳簿及び記録をいう。次条において同じ。)の管理の総括責任者として、総括記録管理者1名を置く。

2 総括記録管理者は、第4条第3項に規定する確認検査業務管理責任者をもって充てる。

(記録管理者の設置)

第8条の5 総括記録管理者は、記録等の管理の実施責任者として、記録管理者を指名する。

2 記録管理者は、確認検査の業務を行う事務所にそれぞれ1名を置く。

(記録管理簿の調製)

第8条の6 総括記録管理者は、記録を適切に保存するため、記録管理簿を調製し、記録管理者に記載させる。

2 記録管理簿には、少なくとも以下に掲げる事項を記載する。

- (1) 保存場所
- (2) 保存期間の満了する日

第4節 要員及び服務

(確認検査員又は副確認検査員の選任)

第9条 理事長は、確認検査の業務を実施させるため、確認検査員又は副確認検査員を選任する。

2 前項の確認検査員又は副確認検査員の数は、前年度の確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定の実績に応じ、指定機関省令第 16 条の規定により必要とされる人数以上となるように毎年度見直しを行う。

3 前2項の規定にかかわらず、理事長は、確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定の申請件数の増加が見込まれる場合にあっては、すみやかに、新たな確認検査員又は副確認検査員(非常勤の確認検査員又は副確認検査員を含む。)を雇用する等の適切な措置を講ずる。

(確認検査員又は副確認検査員の解任)

第10条 理事長は、確認検査員又は副確認検査員が次のいずれかに該当する場合は、その確認検査員又は副確認検査員を解任する。

- (1) 法第 77 条の 20 第5号の規定に適合しなくなったとき。
- (2) 法第 77 条の 62 の規定により国土交通大臣の建築基準適合判定資格者登録の消除があったとき。
- (3) 前号のほか、職務上の業務違反その他確認検査員又は副確認検査員としてふさわしくない行為があったとき。
- (4) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(確認検査員又は副確認検査員の配置)

第11条 確認検査の業務に従事する職員を、第9条の確認検査員又は副確認検査員を含めて 14 名以上(本部に11名以上、岡崎事務所に3名以上)配置する。

2 本部又は事務所において、確認検査員又は副確認検査員の休暇その他の事情により、確認検査の業務を実施できない場合にあっては、当該事務所以外の確認検査員又は副確認検査員が確認検査の業務を行う。また、緊急の場合にあっては、当該事務所以外で確認検査の業務を行うことができる。

3 理事長は、第9条第3項の規定に基づく処置を行った場合には、本部及び事務所がそれぞれその見込まれる業務量を適正に処理できるよう、確認検査の業務に従事する職員の配置を見直す。

(確認検査員等の身分証の携帯)

第12条 確認検査員等が、建築物等、建築物等の敷地若しくは建築工事場等に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

2 前項の身分証の様式は、(C-40 号様式)による。

第2章 確認検査の業務の実施方法等

第1節 一般

(確認検査の業務を行う時間及び休日)

第13条 確認検査の業務を行う時間は、休日を除き、午前9時 00 分から午後5時 00 分までとする。

2 前項の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日並びに土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- (4) その他センターが休日と定めた日(休日の1月前にセンターのウェブサイトへの掲載その他適切な方法により周知を行う。)

3 第1項の確認検査の業務を行う時間及び前項の休日の規定については、緊急を要する場合又は事前にセンターと建築主等との間において確認検査の業務を行うための日時の調整が整った場合は、これらの規定によらないことができる。

(事務所の所在地及びその業務区域)

第14条 事務所の所在地は、次のとおりとする。

- (1) 本部の所在地は、愛知県名古屋市中区栄四丁目3番 26 号とする。
- (2) 岡崎事務所の所在地は、愛知県岡崎市上和田町字城前 18 番地とする。

2 確認検査の業務区域は前項各号とも次のとおりとする。

- (1) 愛知県全域
- (2) 岐阜県全域
- (3) 三重県全域
- (4) 静岡県全域

(業務の範囲)

第15条 確認検査の業務を行う範囲は、建築確認等(法第6条の2第1項(法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認及び法第18条第4項(法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による審査をいう。以下同じ。)、中間検査(法第7条の4第1項(法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。)及び法第18条第32項(法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。)の検査をいう。)、完了検査(法第7条の2第1項(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)及び法第18条第23項(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の検査をいう。)及び仮使用認定(法第7条の6第1項第2号(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)及び法第18条第38項第2号(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による仮使用の認定をいう。)とする。

ただし、第24条に規定する変更確認申請以外の建築確認等の業務を行う範囲については、前条の規定にかかわらず、三重県全域、静岡県全域では、第17条に規定する業務を行わない。

2 前項の規定にかかわらず、センターは、次の第1号から第4号までに掲げる者が建築主等である建築物等、第1号から第7号までに掲げる者が第2条第10項イからニまでに掲げる業種に係る業務を行う建築物等その他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物等について、その確認検査の業務を行わない。

- (1) 理事長若しくは副理事長(以下「理事長等」という)又は確認検査業務管理責任者
- (2) 前号に掲げる者が所属する企業、団体等(過去2年間に所属していた企業、団体等を含む。)
- (3) 第1号に掲げる者の親族
- (4) 前号に掲げる者が役員である企業、団体等(過去2年間に所属していた企業、団体等を含む。)
- (5) 第1号又は第3号に掲げる者が総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。)又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等
- (6) センターの親会社等
- (7) センターが特定支配関係(令第136条の2の14第1項第3号に該当する関係を除く。)を有する者

3 センターは、法77条の20第6号に定める指定構造計算適合性判定機関のほか、次のいずれかに該当する指定構造計算適合性判定機関に対してされた構造計算適合性判定の申請又は求めに係る建築物等の計画について、建築確認等をしてはならない。

- (1) センターの理事長等又は担当役員が所属する指定構造計算適合性判定機関(過去2年間に所属していた指定構造計算適合性判定機関を含む。)
- (2) センターの理事長等又は担当役員の親族が役員である指定構造計算適合性判定機関(過去2年間に役員であった指定構造計算適合性判定機関を含む。)
- (3) センターの理事長等若しくは担当役員又はこれらの者の親族が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定構造計算適合性判定機関
- (4) 指定構造計算適合性判定機関の代表者又は担当役員(過去2年間に代表者又は担当役員であった者を含む。)がセンターに所属する場合にあつては、当該指定構造計算適合性判定機関
- (5) 指定構造計算適合性判定機関の代表者又は担当役員(過去2年間に代表者又は担当役員であった者を含む。)の親族がセンターの役員である場合にあつては、当該指定構造計算適合性判定機関
- (6) 指定構造計算適合性判定機関の代表者若しくは担当役員又はこれらの者の親族がセンターの総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している場合にあつては、当該指定構造計算適合性判定機関
- (7) センターが総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定構造計算適合性判定機関
- (8) センターの総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定構造計算適合性判定機関
- (9) センターが特定支配関係を有する指定構造計算適合性判定機関
- (10) センターの親会社等が特定支配関係(令第136条の2の14第1項第3号に該当する関係を除く。)を有する指定構造計算適合性判定機関

4 第2項及び第3項の場合に該当するかどうかの確認は、確認検査業務管理責任者が第2項及び第3項に掲げる者の一覧を作成し、職員が申請書類等と照合する方法により行う。

5 確認の業務の範囲(法第6条の3第1項ただし書きの規定による審査を行うか否かを含む。)及び第3項の指定構造計算適合性判定機関については、ウェブサイトへの掲載その他適切な方法により公表を行う。

(確認検査の業務の処理期間)

第16条 センターは、申請に係る建築物等の規模や用途に応じた標準的な確認検査の業務の処理期間を確認検査業務約款(以下「業務約款」という。)で定める。

第2節 確認

(確認の申請、受付、引受及び契約)

第17条 建築主等は、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下、「施行規則」という。)第1条の3、施行規則第2条の2又は施行規則第3条(これらの規定を施行規則第3条の3第1項から第3項まで又は施行規則第8条の2第1項、第6項若しくは第7項において準用する場合を含む。)の規定による申請書に次に掲げる書類を添えて確認の申請を行うものとする。

(1) 次の通知書の写し(該当する場合に限る。)

イ 施行規則第10条の4に規定する許可関係規定による特定行政庁の許可通知書 2通

ロ 施行規則第10条の4の2に規定する認定関係規定並びに法第86条第1項又は第2項及び法第86条の2第1項の規定による特定行政庁の認定通知書 2通

ハ 法第 86 条の5第2項の規定による特定行政庁の認定取消通知書 2通

(2) 法の規定に基づく条例の規定による地方公共団体の長の許可書及び認定書の写し(該当する場合に限る。) 2通

(3) 地方公共団体が道路・敷地に関し証明書等を発行している場合は当該証明書等 1通

(4) その他センターが確認審査に必要として定める書類 2通

2 当該建築物等の設計住宅性能評価を行った者又は長期使用構造等の確認を行った者がセンターであり、建築主等が同意する場合においては、センターが保有する当該建築物等の設計住宅性能評価書若しくは長期使用構造等確認書又はその写しを施行規則第1条の3に規定する図書に代えることができる。

3 センターは、第1項の申請があったときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。

(1) 申請のあった建築物等がセンターの指定区分に合致し、第 15 条第2項及び第3項の規定に該当するものではない建築物等であること。

(2) 設計者が当該計画の設計資格を有し、かつ建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)の規定に違反していないこと。

(3) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。

(4) 申請に係る計画の内容に明らかな瑕疵がないこと。

4 前項の規定において、確認申請関係図書に不備を認めるときは補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、確認申請関係図書を建築主等に返却する。

5 第3項により申請を引き受けた場合には、センターは、建築主等に引受承諾書(C-9号様式)を交付する。この場合、建築主等とセンターは別に定める業務約款に基づき契約を締結したものとする。

6 建築主等が、正当な理由なく、引受承諾書に定める額の手数料を業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合には、センターは第3項の引受けを取り消すことができる。

7 センターは、前6項の規定に関わらず、確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に確認を実施することが困難な場合には、確認の業務を引き受けない。

(業務約款に盛り込むべき事項)

第18条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

(1) 建築主等は、センターの請求があるときは、センターの確認業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る計画に関する情報を遅滞なくかつ正確にセンターに提供しなければならない旨の規定

(2) 建築主等は、申請に係る計画に関しセンターがなした建築基準関係規定への適合性の疑義等に対し、追加検討書の提出その他の必要な措置をとらなければならない旨の規定

(3) センターは、センターの責めに帰することができない事由により、業務期日までに確認済証を交付できない場合には、建築主等に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる旨の規定

(確認の実施)

第19条 センターは、確認申請を引き受けたときは、当該申請に係る計画が建築基準関係規定に適合しているかどうかの審査を確認検査員又は副確認検査員に実施させる。

2 確認検査員又は副確認検査員は、次の第1号から第4号までに掲げる者が建築主等である建築物等、第1号から第5号までに掲げる者が第2条第10項イからニまでに掲げる業種に係る業務を行う建築物等

又は判定を行う建築物等その他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物等について、確認の業務を行わない。

(1) 当該確認検査員又は副確認検査員

(2) 第1号に掲げる者が所属する企業、団体等(過去2年間に所属していた企業、団体等を含む。)

(3) 当該確認検査員又は副確認検査員の親族

(4) 前号に掲げる者が役員である企業、団体等(過去2年間に役員であった企業、団体等を含む。)

(5) 第1号又は第3号に掲げる者が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等

3 確認検査員又は副確認検査員は、指針及びマニュアルに基づき、確認申請関係図書をもって、第1項の審査を行う。この場合、必要に応じ、建築主等に説明等を求めることとする。

4 センターは、法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに施行規則第3条の12に規定する図書及び書類(以下「適合判定通知書等」という。)の提出を受ける前においては、次に定めるところによることとする。

(1) 都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関(以下「都道府県知事等」という。)から施行規則第3条の8(施行規則第3条の10において準用する場合を含む。次項第1号において同じ。)の規定により留意すべき事項が通知された場合にあっては、当該事項の内容を確かめ、これに留意して審査し、及び当該通知をした都道府県知事等に対して、当該事項に対する回答を行う。

(2) 申請に係る建築物等の計画について都道府県知事等が指針別表(に)欄に掲げる判定すべき事項の審査を行うに当たって留意すべき事項があると認めるときは、施行規則第1条の4(施行規則第3条の3第1項において準用する場合を含む。)の規定により当該計画について判定の申請を受けた都道府県知事等に対して、当該事項の内容を通知する。

5 センターは、適合判定通知書等の提出を受けた後においては、次に定めるところによることとする。

(1) 都道府県知事等から施行規則第3条の8の規定により留意すべき事項が通知された場合にあっては、当該事項の内容を確かめ、これに留意して審査する。

(2) 申請に係る建築物等の確認審査の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、適合判定通知書を交付した都道府県知事等に照会をする。

6 センターは、建築主等から当該建築物等の建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下「省エネ適判」という。)の結果を記載した適合判定通知書(以下「省エネ適判通知書」という。)又はその写し、及び当該省エネ適判を受けた計画書の副本又はその写しの提出を受けるに当たり、当該省エネ適判を行った者がセンターであり、建築主等が同意する場合においては、センターが保有する当該建築物等の省エネ適判通知書又はその写し、及び省エネ適判を受けた計画書の副本又はその写しをもって代えることができる。

7 補助員は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、申請の受付、計画内容の予備審査等の補助的な業務のみを行い、確認を行わない。

(消防長等の同意等)

第20条 センターは、法第93条第1項の規定に基づき、消防長等の同意を求める場合には、消防同意依頼書(C-12号様式)に、建築主等から提出された図書及び書類を添えて行う。

2 センターは、法第93条第4項の規定に基づき、法第6条の2第1項(法第87条の4において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請を受けて、消防長に対して通知を行う場合には、確認申請の引

受後、遅滞なくC-13号様式に、建築計画概要書(施行規則別記第3号様式)を添えて行う。

3 センターは、法第93条第4項の規定に基づき、法第18条第4項(法第87条第1項又は法87条の4において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けて、消防長に対して通知を行う場合には、通知の引受後、遅滞なくC-12-1号様式に、建築主等から提出された図書及び書類を添えて行う。

4 前3項の規定によらない場合には、センターは事前に消防長等と協議し、合意を得られた方法にて行う。

(保健所への通知)

第21条 センターは、法第93条第5項の規定に基づき、保健所長に通知を行う場合には、確認申請の引受後、遅滞なくC-53号様式により行う。

2 前項の規定によらない場合には、センターは事前に保健所長と協議し、合意を得られた方法にて行う。

(確認済証の交付等)

第22条 センターは、建築主等に対し、第19条の審査の結果、申請に係る計画が、建築基準関係規定に適合することを確認したときにあつては確認済証(C-14号様式・C-14-1号様式)を、建築基準関係規定に適合しないことを認めたとときにあつては適合しない旨の通知書(C-59号様式・C-59-1号様式)を、建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないとき(第19条第4項および第5項における都道府県知事等からの適切な回答がない場合を含む。)にあつては適合するかどうかを決定することができない旨の通知書(C-58号様式・C-58-4号様式)を、それぞれ交付する。

2 前項に規定する確認済証又は適合しない旨の通知書の交付は、確認申請関係図書のうち確認に要したものの1部を添えて行う。

3 センターは、法第6条の2第5号の規定に基づき、特定行政庁に報告を行う場合には、遅滞なくC-15号様式・C-15-1号様式に、施行規則第3条の5第3項各号で定める書類を添えて行う。

4 前項の規定によらない場合には、センターは事前に特定行政庁と協議し、合意を得られた方法にて行う。

(確認の申請の取下げ)

第23条 建築主等は、建築主等の都合により確認済証の交付前に確認の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した取下げ届(C-21号様式)をセンターに提出する。

2 センターは、前項の届出があつたときは、審査を中止し、提出された確認申請関係図書を建築主等に返却する。

(確認を受けた計画の変更の申請)

第24条 確認済証の交付後に、当該確認を受けた建築物等の計画が変更(施行規則第3条の2に規定する軽微な変更を除く。)され、センターに当該変更計画の確認の申請がなされた場合の確認の業務の実施方法は、第15条から前条までの規定を準用する。

(記載事項の変更)

第25条 建築主等は、直前の確認済証又は中間検査合格証をセンターから受けた建築物等で、その工事完了前に施行規則第3条の5第3項第1号に定める書類の記載事項を変更する場合は、申請書等記載事項変更届(C-19号様式)に変更後の内容を記載した施行規則第3条の5第3項第1号に定める書類を添えてセンターに提出しなければならない。ただし、前条の申請をする場合はこの限りではない。

2 センターは、前項の変更内容を特定行政庁に報告する場合には、遅滞なくC-20号様式に、前項で提出された当該書類を添えて行う。

3 前項の規定によらない場合には、センターは事前に特定行政庁と協議し、合意を得られた方法にて行う。

(工事取りやめの報告)

第26条 建築主等は、第22条第1項の確認済証の交付を受けたのち、当該確認に係る建築物等の工事を取りやめた場合は、工事取りやめ届(C-22号様式)をセンターへ提出しなければならない。

2 センターは、前項について特定行政庁に報告する場合には、遅滞なくC-50号様式)にて行う。

3 前項の規定によらない場合には、センターは事前に特定行政庁と協議し、合意を得られた方法にて行う。

(確認の記録)

第27条 確認検査員等は、申請のあった建築物等の計画の建築基準関係規定ごとの適否、確認業務の実施に当たり行った指示、指摘及びこれらに対する建築主等の回答、措置等を遅滞なく記録する。

第3節 中間検査

(中間検査申請の引受及び契約)

第28条 建築主等は、施行規則第4条の8の規定による中間検査申請書(当該建築物等の計画に係る確認に要した図書等を含む。)に次に掲げる書類を添えて中間検査の申請を行うものとする。

(1) 申請に係る工事中の建築物等の計画に係る直前の確認済証の写し

(2) 当該工事中の建築物等が中間検査合格証の交付を受けている場合は、当該合格証の写し

2 当該工事中の建築物等の計画に係る確認を行った者がセンターである場合においては、建築主等は、第1項第1号に規定する書面の提出を要しない。

3 当該工事中の建築物等の直前の中間検査合格証の交付を行った者がセンターである場合においては、建築主等は、第1項第2号に規定する書面の提出を要しない。

4 センターは、第1項の申請があったときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。

(1) 申請のあった工事中の建築物等がセンターの指定区分に合致し、第15条第2項の規定に該当するものではない建築物等であること。

(2) 工事監理者が当該工事中の建築物等の工事監理資格を有し、かつ建築士法の規定に違反していないこと。

(3) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。

5 センターは、前項の規定において、中間検査申請関係図書に不備を認めるときは補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、中間検査申請関係図書を建築主等に返却する。

6 第4項により申請を引き受けた場合には、センターは、建築主等に中間検査引受証(C-24号様式・C-24-1号様式)を交付する。この場合、建築主等とセンターは別に定める業務約款に基づき契約を締結したものとする。

7 建築主等が、正当な理由なく、中間検査引受証に定める額の手数料を業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合には、センターは第4項の引受けを取り消すことができる。

8 センターは、前7項の規定に関わらず、確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に中間検査を実施することが困難な場合には、中間検査の業務を引き受けない。

9 センターは、法第7条の4第2項の規定に基づき、当該申請建築物等の所在地を管轄する建築主事等に通知を行う場合には、遅滞なくC-25号様式にて行う。

10 前項の規定によらない場合には、センターは事前に特定行政庁と協議し、合意を得られた方法にて行う。

(業務約款に盛り込むべき事項)

第29条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

- (1) 建築主等は、センターが中間検査業務を行う際に、当該申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力しなければならない旨の規定
- (2) 建築主等は、センターの請求があるときは、センターの中間検査業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る工事中の建築物等に関する情報を遅滞なくかつ正確にセンターに提供しなければならない旨の規定

(中間検査の実施)

第30条 センターは、中間検査を引き受けたときは、検査の対象となる工事が終了した日から3日以内のあらかじめ定めた中間検査予定日(センター又は建築主等の都合により、中間検査予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日)に、当該申請に係る工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかの検査を確認検査員又は副確認検査員に実施させる。

- 2 確認検査員又は副確認検査員は、第19条第2項第1号から第4号までに掲げる者が建築主等である建築物等、同項第1号から第5号までに掲げる者が第2条第10号イからニまでに掲げる業種に係る業務を行う建築物等又は判定を行う建築物等その他建築検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物等について、各号に掲げる者が建築主等である建築物等又は設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物等について、中間検査の業務を行わない。
- 3 確認検査員又は副確認検査員は、指針及びマニュアルに基づき、実地にて目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等により、第1項の検査を行う。この場合、必要に応じ、建築主等に説明等を求めることとする。
- 4 補助員は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、中間検査を行わない。
- 5 検査補助者は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、検査の進行や測定等の補佐、映像及び音声の送信等検査を補佐する業務を行い、中間検査を行わない。

(中間検査の結果)

第31条 センターは、建築主等に対し、前条の検査の結果、特定工程に係る工事中の建築物等が、建築基準関係規定に適合することを認めるときにあつては中間検査合格証(C-26号様式・C-26-1号様式)を、建築基準関係規定に適合しないことを認めるときにあつては中間検査合格証を交付できない旨の通知書(C-28号様式・C-28-1号様式)を、それぞれ交付する。

- 2 前項に規定する中間検査合格証又は中間検査合格証を交付できない旨の通知書の交付は、第28条第1項に規定する書類のうち、提出があったもの1部を添えて行う。
- 3 センターは、法第7条の4第6項の規定に基づき、特定行政庁に報告を行う場合には、遅滞なくC-29号様式・C-29-1号様式に、施行規則第4条の14第3項各号で定める書類を添えて行う。
- 4 前項の規定によらない場合には、センターは事前に特定行政庁と協議し、合意を得られた方法にて行う。

(中間検査の申請の取下げ)

第32条 建築主等は、建築主等の都合により、中間検査合格証又は中間検査合格証を交付できない旨の通知書の交付前に中間検査の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した取下げ届(C-30号様式)をセンターに提出する。

- 2 センターは、前項の届出があったときは、中間検査を中止し、提出された中間検査申請関係図書を建築主等に返却する。
- 3 センターは、第1項について、当該申請建築物等の所在地を管轄する建築主事等に通知を行う場合には、遅滞なくC-51号様式にて行う。
- 4 前項の規定によらない場合には、センターは事前に特定行政庁と協議し、合意を得られた方法にて行う。

(中間検査の記録)

第33条 確認検査員等は、申請のあった工事中の建築物等の中間検査における建築基準関係規定ごとの適否、中間検査業務の実施に当たり行った指示、指摘、これらに対する建築主等の回答、措置等を記録するものとする。

第4節 完了検査

(完了検査申請の引受及び契約)

第34条 建築主等は、施行規則第4条の規定による完了検査申請書(当該建築物等の計画に係る確認に要した図書等を含む。)に次に掲げる書類を添えて完了検査の申請を行うものとする。

- (1) 申請に係る建築物等の計画に係る直前の確認済証の写し
- (2) 当該建築物等が中間検査合格証の交付を受けている場合は、当該合格証の写し
- 2 当該建築物等の計画に係る確認を行った者がセンターである場合においては、建築主等は、前項第1号に規定する書面の提出を要しない。
- 3 当該建築物等の中間検査合格証の交付を行った者がセンターである場合においては、建築主等は、第1項第2号に規定する書面の提出を要しない。
- 4 当該建築物等の省エネ適判を行った者、設計住宅性能評価を行った者、建設住宅性能評価を行った者又は長期使用構造等の確認を行った者がセンターであり、建築主等が同意する場合においては、センターが保有する当該建築物等の省エネ適判通知書、設計住宅性能評価書、建設住宅性能評価に係る検査報告書若しくは長期使用構造等確認書又はその写し、及び省エネ適判、設計住宅性能評価又は長期使用構造等の確認に要した図書及び書類を施行規則第4条に規定する図書及び書類に代えることができる。
- 5 センターは、第1項の申請があったときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。
 - (1) 申請のあった建築物等がセンターの指定区分に合致し、第15条第2項の規定に該当するものではない建築物等であること。
 - (2) 工事監理者が当該建築物等の工事監理資格を有し、かつ建築士法の規定に違反していないこと。
 - (3) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
- 6 センターは、前項の規定において、完了検査申請関係図書に不備を認めるときは補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、完了検査申請関係図書を建築主等に返却する。
- 7 第5項により申請を引き受けた場合には、センターは、建築主等に完了検査引受証(C-33号様式・C-33-1号様式)を交付する。この場合、建築主等とセンターは別に定める業務約款に基づき契約を締結したものとする。
- 8 建築主等が、正当な理由なく、完了検査引受証に定める額の手数料を業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合には、センターは第5項の引受けを取り消すことができる。

- 9 センターは、前8項の規定に関わらず、確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に完了検査を実施することが困難な場合には、完了検査の業務を引き受けない。
- 10 センターは、法第7条の2第3項の規定に基づき、当該申請建築物等の所在地を管轄する建築主事等に通知を行う場合には、遅滞なく C-34 号様式にて行う。
- 11 前項の規定によらない場合には、センターは事前に特定行政庁と協議し、合意を得られた方法にて行う。

(業務約款に盛り込むべき事項)

第35条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

- (1) 建築主等は、センターが完了検査業務を行う際に、当該申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力しなければならない旨の規定
- (2) 建築主等は、センターの請求があるときは、センターの完了検査業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る建築物等に関する情報を遅滞なくかつ正確にセンターに提供しなければならない旨の規定

(完了検査の実施)

第36条 センターは、完了検査を引き受けたときは、工事が完了した日又は完了検査の引き受けを行った日のいずれか遅い日から7日以内のあらかじめ定めた完了検査予定日(センター又は建築主等の都合により、完了検査予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日)に、当該申請に係る建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかの検査を確認検査員又は副確認検査員に実施させる。

- 2 確認検査員又は副確認検査員は、第 19 条第1号から第4号までに掲げる者が建築主等である建築物等、同項第1号から第5号までに掲げる者が第2条第10号イからニまでに掲げる業種に係る業務を行う建築物等又は判定を行う建築物等その他建築検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物等について、完了検査の業務を行わない。
- 3 確認検査員又は副確認検査員は、指針及びマニュアルに基づき、実地にて目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等により、第1項の検査を行う。この場合、必要に応じ、建築主等に説明、作動試験の実施等を求めることとする。
- 4 補助員は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、完了検査を行わない。
- 5 検査補助者は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、検査の進行や測定等の補佐、映像及び音声の送信等検査を補佐する業務を行い、完了検査を行わない。

(完了検査の結果)

第37条 センターは、建築主等に対し、前条の検査の結果、申請に係る建築物等が、建築基準関係規定に適合することを認めたときあつては検査済証(C-35 号様式・C-35-1号様式)を、建築基準関係規定に適合しないことを認めたときあつては検査済証を交付できない旨の通知書(C-37 号様式・C-37-1号様式)を、それぞれ交付する。

- 2 前項に規定する検査済証又は検査済証を交付できない旨の通知書の交付は、第 34 条第1項に規定する書類のうち、提出があつたもの1部を添えて行う。
- 3 センターは、法第7条の2第6項の規定に基づき、特定行政庁に報告を行う場合には、遅滞なく C-38 号様式・C-38-1号様式に、施行規則第4条の7第3項各号で定める書類を添えて行う。

4 前項の規定によらない場合には、センターは事前に特定行政庁と協議し、合意を得られた方法にて行う。

(完了検査の申請の取下げ)

第38条 建築主等は、建築主等の都合により、検査済証又は検査済証を交付できない旨の通知書の交付前に完了検査の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した取下げ届(C-39号様式)をセンターに提出する。

2 センターは、前項の届出があったときは、完了検査を中止し、提出された完了検査申請関係図書を建築主等に返却する。

3 センターは、第1項について、当該申請建築物等の所在地を管轄する建築主事等に通知を行う場合には、遅滞なくC-51号様式にて行う。

4 前項の規定によらない場合には、センターは事前に特定行政庁と協議し、合意を得られた方法にて行う。

(完了検査の記録)

第39条 確認検査員等は、申請のあった建築物等の完了検査における建築基準関係規定ごとの適否、完了検査業務の実施に当たり行った指示、指摘、これらに対する建築主等の回答、措置等を記録するものとする。

第5節 仮使用認定

(仮使用認定申請の引受及び契約)

第40条 建築主等は、施行規則第4条の16第2項で規定する仮使用認定申請書(C-60号様式)及び図書等に次に掲げる書面を添えて仮使用の認定の申請を行うものとする。

(1) 申請に係る工事中の建築物等の計画に係る直前の確認済証の写し

(2) 当該工事中の建築物等が中間検査合格証の交付を受けている場合は、当該合格証の写し

2 当該工事中の建築物等の計画に係る確認を行った者がセンターである場合においては、建築主等は、前項第1号に規定する書面の提出を要しない。

3 当該工事中の建築物等の中間検査合格証の交付を行った者がセンターである場合においては、建築主等は、第1項第2号に規定する書面の提出を要しない。

4 センターは、第1項の申請があったときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。

(1) 申請のあった工事中の建築物等がセンターの指定区分に合致する建築物等であること。

(2) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。

(3) 第15条第2項の規定に該当するものでないこと。

5 センターは、前項の規定において、仮使用認定申請関係図書に不備を認めるときは補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、仮使用認定申請関係図書を建築主等に返却する。

6 第4項により申請を引き受けた場合には、センターは、建築主等に仮使用認定引受承諾書(C-61号様式)を交付する。この場合、建築主等とセンターは別に定める業務約款に基づき契約を締結したものとす。

7 建築主等が、正当な理由なく、仮使用認定引受承諾書に定める額の手数料を業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合には、センターは第4項の引受けを取り消すことができる。

8 センターは、前7項の規定に関わらず、確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に仮使用認定を実施することが困難な場合には、仮使用認定の業務を引き受けない。

(業務約款に盛り込むべき事項)

第41条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

- (1) 建築主等は、センターが仮使用認定業務を行う際に、当該申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力しなければならない旨の規定
- (2) 建築主等は、センターの請求があるときは、センターの仮使用認定業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る建築物等に関する情報を遅滞なくかつ正確にセンターに提供しなければならない旨の規定

(仮使用認定の実施)

第42条 センターは、仮使用認定の申請を引き受けたのち速やかに、申請に係る計画が建築基準法第7条の6第1項第2号の国土交通大臣が定める基準等を定める件(平成27年国土交通省告示第247号。以下「基準告示」という。)基準告示第1に定める基準に適合しているかどうかの審査を確認検査員又は副確認検査員に実施させるとともに、あらかじめ定めた仮使用認定の検査予定日(センター又は建築主等の都合により、仮使用認定の検査予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日)に、当該申請に係る建築物等が基準告示第1に定める基準に適合するかどうかの検査を確認検査員又は副確認検査員に実施させる。

- 2 確認検査員又は副確認検査員は、第19条第2項第1号から第4号までに掲げる者が建築主等である建築物等、同項第1号から第5号までに掲げる者が第2条第10号イからニまでに掲げる業種に係る業務を行う建築物等又は判定を行う建築物等その他建築検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物等について、仮使用認定の業務を行わない。
- 3 確認検査員又は副確認検査員は、マニュアルに基づき、仮使用認定申請関係図書及び必要に応じて求める建築主等の説明等をもって第1項の審査を行い、目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等により第1項の検査を行う。
- 4 補助員は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、申請の受付、計画内容の予備審査又は検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、仮使用認定を行わない。
- 5 検査補助者は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、検査の進行や測定等の補佐、映像及び音声の送信等検査を補佐する業務を行い、仮使用認定を行わない。

(消防長等への照会)

第43条 センターは、前条第1項の審査又は検査の際、基準告示第1に定める基準のうち消防法第9条、第9条の2、第15条及び第17条に適合するかどうかを消防長等に照会する場合には、C-62号様式に、建築主等から提出された図書及び書類を添えて行う。

- 2 前項の規定によらない場合には、センターは事前に消防長等と協議し、合意を得られた方法にて行う。

(仮使用認定の結果)

第44条 センターは、建築主等に対し、第42条の検査の結果、申請に係る建築物等が、基準告示第1に定める基準に適合することを認めるときにあっては仮使用認定通知書(C-63号様式・C-63-1号様式)

を、基準告示第1に定める基準に適合しないと認めるときにあつては基準告示第1に定める基準に適合しないと認める旨の通知書(C-64号様式)を、それぞれ交付する。

- 2 前項に規定する仮使用認定通知書又は基準告示第1に定める基準に適合しないと認める旨の通知書の交付は、第40条第1項に規定する書類のうち提出があつたもの1部を添えて行う。

(特定行政庁への仮使用認定報告書の提出)

第45条 センターは、法第7条の6第3項の規定に基づき、特定行政庁に仮使用認定報告書を提出する場合には、遅滞なくC-65号様式・C-65-1号様式により行う。

- 2 前項の規定によらない場合には、センターは事前に特定行政庁と協議し、合意を得られた方法にて行う。

(仮使用認定の申請の取下げ)

第46条 建築主等は、建築主等の都合により、仮使用認定通知書又は基準告示第1に定める基準に適合しないと認める旨の通知書の交付前に仮使用認定の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した仮使用認定取下げ届(C-66号様式)をセンターに提出する。

- 2 センターは、前項の届出があつたときは、仮使用認定を中止し、提出された仮使用認定申請関係図書を建築主等に返却する。

(仮使用認定の記録)

第47条 確認検査員等は、申請のあつた工事中の建築物等の仮使用認定における基準告示第1に定める基準ごとの適否、仮使用認定業務の実施に当たり行った指示、指摘、これらに対する建築主等の回答、措置等を遅滞なく記録するものとする。

第3章 確認検査手数料等

(確認検査手数料の設定)

第48条 センターは、確認検査の業務の実施にかかる手数料を確認検査手数料規程に定める。

- 2 手数料の増額又は減額を行う場合には、改定後の額とその理由、適用時期について、遅くとも増額又は減額を行う1月前にウェブサイトへの掲載その他適切な方法により公表を行う。

(確認検査手数料の収納)

第49条 建築主等は、確認検査手数料を銀行振り込みにて納入するものとする。ただし、センターと協議した上で、別の収納方法によることができる。

- 2 前項の払込に要する費用は建築主等の負担とする。
- 3 センターと建築主等は、協議により、一括の納入等別の方法をとることができるものとする。
- 4 センターは、類似する建築物等の確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定等確認検査の業務が効率的に実施できる場合にあっては、実費を勘案して確認検査手数料を減額することができるものとする。

(確認検査手数料の返還)

第50条 収納した確認検査手数料は返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由により確認検査が実施できなかった場合には、建築主等に返還する。

第4章 確認検査の業務の監視、改善方法

(苦情等の事務処理)

第51条 センターは、確認検査の業務について当該業務の依頼者又は当該業務の他の当事者から受けた業務に関する苦情に適切に対処する。

2 センターは、法第94条第1項に規定する審査請求又は損害賠償請求が行われた場合において、これに適切に対処する。

3 前2項の苦情、審査請求、損害賠償請求及びこれらに対してセンターがとった処置は、遅滞なく記録するものとする。

(内部監査)

第52条 理事長は、確認検査業務管理責任者以外の役員又は監事から監査員を任命し、適正な確認検査業務管理体制が維持されているかどうかを検証するため、原則として年1回、監査員に内部監査を実施させる。

2 内部監査においては次に掲げる事項を審査する。

(1) 法、法に基づく命令及び条例、これらに関わる技術的助言、指針、その他関係法令への適合状況

(2) この規程への適合状況

(3) 第3条第1項に規定する確認検査の業務実施の基本方針への適合状況

(4) 確認検査業務管理体制の状況

(5) この規程の内容の見直しの必要性

3 監査された業務領域の責任者は、発見された不具合及びその原因を排除するために処置を講ずる。監査員はとられた処置の検証及び検証結果について確認検査業務管理責任者に報告するものとする。

(不適格案件の管理)

第53条 センターは、不適格案件(建築基準関係規定に適合しない又は適合するかどうかを決定できない案件について、誤って確認済証、中間検査合格証、検査済証又は仮使用認定通知書を交付したものをいい、法第6条の2第6項又は法7条の6第4項に規定する通知を受けた案件を含む。以下同じ。)が発生した場合について適切な処理を確実に実施する。

2 センターは、確認済証、中間検査合格証、検査済証又は仮使用認定通知書を交付したあとに不適格案件であることが確認されたときは、速やかに建築主等、国土交通大臣及び特定行政庁にその旨を報告するとともに、特定行政庁の指示のもと適切な措置をとる。

3 確認検査業務管理責任者は、不適格案件について、案件の概要、不適格の内容、とられた措置の内容等に関して、記録する。

(再発防止措置)

第54条 確認検査業務管理責任者は、不適格案件の発生その他により確認検査業務管理体制に不適切な内容が発見されたときには、不適格案件の再発防止等のため、不適格案件発生の原因を除去するための処置(以下「再発防止措置」という。)をとる。再発防止措置は発見された不適格案件の影響に見合ったものとする。

2 確認検査業務管理責任者は、再発防止措置に関する以下の事項を行う。

(1) 不適格案件の内容確認

(2) 不適格案件発生の原因の特定

(3) 不適格案件が再発しないことを確実にするための処置の必要性の評価

(4) 必要な処置の決定及び実施

- (5) 実施した処置の結果の記録
- (6) 是正処置において実施した活動の評価

第5章 電子申請等の実施に関し必要な事項

(電子申請)

第55条 建築主等は、次に掲げる申請について、あらかじめセンターと協議した上でセンターが指定する方法で電子申請にて行うことができる。

- (1) 第 17 条第1項の確認の申請
 - (2) 第 28 条第1項の中間検査の申請
 - (3) 第 34 条第1項の完了検査の申請
 - (4) 第 40 条第1項の仮使用認定の申請
- 2 前項第1号の規定により電子申請が行われた場合において、第 20 条第1項の消防長等の同意を求める場合又は第 20 条第3項の消防長等に対して通知を行う場合は、センターは、建築主等から提出された電磁的記録を紙面に印刷し、これを添えて行う。ただし、あらかじめセンターと消防長等が協議した上で、電子情報処理組織にて行うことができる場合は、この限りではない。
- 3 第1項第1号の規定により電子申請が行われた場合において、センターは、第 20 条第2項の消防長等に対して通知を行う場合又は第 43 条第1項の消防長に対して照会を行う場合は、あらかじめ消防長等と協議した上で、第 21 条第2項の保健所長に対して通知を行う場合は、保健所長と協議した上で、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。
- 4 第1項の規定により行われた同項第1号から第4号の電子申請に対して、それぞれ第 17 条第4項、第 28 条第5項、第 34 条第6項及び第 40 条第5項の規定により引き受けできない場合において、センターは、建築主等から提出された電磁的記録についてはこれを消去することにより、返却に代えることができる。
- 5 第1項の規定により行われた同項第1号から第4号の電子申請に対して、それぞれ第 23 条第1項、第 32 条第1項、第 38 条第1項及び第 46 条第1項の取り下げ届を提出する場合は、建築主等はあらかじめセンターと協議した上でセンターの指定する方法で、電子情報処理組織にて行うことができる。この場合において、センターは建築主等から提出された電磁的記録についてはこれを消去することにより、それぞれ第 23 条第2項、第 32 条第2項、第 38 条第2項及び第 46 条第2項に規定する返却に代えることができる。
- 6 法令等の規定により署名等を行うことが規定されているものを第1項、第2項、第3項及び前項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、次に掲げる措置により代えることができる。
- (1) 申請データに電子署名(当該電子署名を行った日に有効であることが検証できるものに限る。以下同じ。)を行い、そのデータを当該電子署名に係る電子証明書とともに送信する措置
 - (2) 識別番号及び暗証番号を入力する措置
 - (3) 申請データに申請者の氏名又は名称を入力する措置
- 7 電子情報処理組織による申請があった場合、申請に係る電磁的記録がセンターの使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録がされた時にセンターに到達したものとみなす。

- 8 申請に係る電磁的記録がセンターの使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録できる時間は、24 時間 365 日とする。ただし、センターの使用に係る電子計算機が保守等により記録ができない時間を除く。
- 9 電子情報処理組織により申請が行われた場合においては、当該電磁的記録の提出をもって、書面で申請する場合に必要とする部数の提出があったものとみなす。
- 10 電子申請を実施する場合には、第 17 条、第 28 条、第 34 条又は第 40 条の業務約款に少なくとも次の事項を盛り込むこととする。
 - (1) 電子申請に係る電磁的記録が到達した時間に応じた確認検査の業務の開始に関する規定
 - (2) 電子申請に係る業務を行う事務所に係る規定

(電子交付等)

第55条の2 センターは、次の各号に掲げるいずれかの方式により建築主等が電子交付を受ける旨の表示をする場合に、法令の規定に基づき交付する処分通知等について、あらかじめ建築主等と協議した上でセンターが指定する方法で、電子交付を行うことができる。

- (1) 処分通知等を受けるための識別番号及び暗証番号の入力等による電子情報処理組織への接続
- (2) 建築主等がセンターに対して、電子交付を受けることを希望する旨を電子情報処理組織を使用する方法又は書面により通知すること

2 法令の規定により署名等を行うことが規定されているものについて電子交付を行う場合には、当該署名等については、次の各号に掲げるいずれかの措置により代えることができる。

- (1) 処分通知等のデータに電子署名を行い、そのデータをセンターの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置
- (2) 処分通知等のデータに処分番号、処分日、処分者の氏名又は名称等を記録する措置

3 センターは、法令の規定によらない書面等の交付について、あらかじめ建築主等と協議した上でセンターが指定する方法で、電子情報処理組織にて行うことができる。

4 電子情報処理組織を使用して行う第1項又は前項の交付(以下「電子交付等」という。)において電子署名を行う場合には、第 17 条、第 28 条、第 34 条又は第 40 条の業務約款に少なくとも当該電子署名の有効性が確認できる期間及びその期間の延長についての必要事項に関する規定を盛り込むこととする。

(電子申請に係る電磁的記録の保存)

第 55 条の3 センターは、第 53 条第1項第1号から第4号により申請された電磁的記録を第8条の3に基づき保存する場合には、当該電磁的記録がそれぞれ第 22 条第1項による確認済証、第 29 条第1項の中間検査合格証、第 35 条第1項による検査済証及び第 42 条第1項による仮使用認定通知書を交付した日と同じ状態にあることを第8条の3に定める保存期間内を通じて確認することができる状態で保存するものとし、滅失を防止する対策を講じなければならない。

(電子情報処理組織による業務の実施)

第56条 センターは電子情報処理組織による業務の実施方法等に係る措置について別に定める。

(電子署名及び電子証明書)

第57条 第 55 条第6項第1号に規定する電子証明書は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 商業登記法(昭和 38 年法律第 125 号)第 12 条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

(2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成 14 年法律第 153 号)第3条第1項に規定する電子証明書

(3) 国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する告示(平成 15 年国土交通省告示第 240 号。以下「告示」という。)第3条第1号に規定する電子証明書

(4) 告示第3条第2号の規定に基づきセンターが指定する電子証明書

2 センターは前項に定める電子証明書の仕様、取得方法及び使用方法を別に定めるものとし、これをあらかじめ建築主等に周知するものとする。

(確認検査の業務に関する電磁的記録の管理に係る別の定め)

第58条 センターは、第 55 条第1項による電子申請を行わせる場合、第8条の2に規定する定めとともに、確認検査の業務に関する電磁的記録の管理について別に定めるものとする。

(電子情報管理者の設置)

第59条 センターは、電子情報処理組織にて業務を行う場合、電子情報の保護管理の責任者として、電子情報管理者1名を置く。

(情報セキュリティ責任者の設置)

第60条 センターは、電子情報処理組織にて業務を行う場合、情報セキュリティ対策の責任者として、情報セキュリティ責任者1名を置く。

第6章 その他確認検査の業務の実施に関し必要な事項

(書類の備置及び閲覧)

第61条 センターは、法第 77 条の 29 の2の規定に基づく書類の閲覧の求めに適切に対応するため、必要な設備及び体制を整備する。

2 閲覧させる書類は、法第 77 条の 29 の2各号に掲げるものとする。

3 理事長は、前2項に定めるもののほか、第1項の閲覧に関する事項を別に定め、確認検査の業務を行う事務所における備付け、メール等での提供その他の適当な方法により公開する。

(リモートによる検査)

第61条の2 建築主等は、次に掲げる検査について、あらかじめセンターと協議した上でセンターが指定する方法で、リモート検査とすることができる。

(1) 第 30 条の中間検査

(2) 第 36 条の完了検査

(3) 第 42 条の仮使用認定

2 検査補助者は、その職務の執行に当たって厳正、かつ公正を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。

3 検査補助者は、確認検査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

4 リモート検査を実施する場合には、第 28 条、第 34 条又は第 40 条の業務約款に少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

(1) リモート検査の適用範囲に関する規定

(2) 検査体制、書類検査の方法、検査補助者の安全対策、検査を中断したときの対応並びに検査の映像・音声の記録及び保存に関する規定

- (3) 建築主等は、センターがリモート検査を行う際に、検査補助者が、当該申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、検査を補佐することができるように協力しなければならない旨の規定
- (4) リモート検査の方法についてはセンターと別途協議できる旨の規定
- (5) リモート検査に係る業務を行う事務所に関する規定

(事前相談)

第62条 センターに確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定を申請しようとする建築主等は、申請に先立ち、センターに事前に相談をすることができる。

(証明)

第63条 センターが交付した確認済証の内容について建築主等から確認済年月日等の証明願(C-56号様式)が提出された場合は、台帳と照合し証明書(C-57号様式)を交付することができる。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第64条 センターは、電子申請の受付、電子交付等、電磁的記録の保存やネットワークを介した送受信等を適切に行い、情報漏えい、電子申請に係る電子計算機への不正アクセス行為や電磁的記録の改ざん等を防ぐため、厳格なセキュリティ対策を講じ、その処置について別に定める。

(秘密保持)

第64条の2 役員及び職員並びにこれらの者であった者は、確認検査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(図書が円滑に引渡しされるための措置)

第65条 センターは、確認検査の業務の全部を廃止しようとするときは、法第77条の34第1項の規定に基づく届出の前に、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 指定機関省令第31条第1項の規定により引き継ぐべきすべての書類の存否を確認すること。
- (2) 特定行政庁ごとに、前号に規定する書類を分類し、保存すること。
- (3) 第1号に規定する書類の特定行政庁ごとの一覧表を作成し、当該特定行政庁に提出すること。
- (4) 第1号に規定する書類の特定行政庁別の件数及び存否状況並びに第2号の分類及び保存が完了したことを国土交通大臣に報告する。なお、紛失があった場合は国土交通大臣の指示に従い、書類の回復に代わる措置(建築主等からの副本の借り受け、複写等)を講じること。

2 前項に定めるもののほか、センターは、指定機関省令第31条第1項の規定に基づく書類の引継ぎを行うこととなった場合に、円滑に引渡しを行うことができるよう、あらかじめ必要な措置を講じる。

(附則)

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成29年7月3日から施行する。

(附則)

この規程は、平成30年7月10日から施行する。

(附則)

この規程は、令和3年7月26日から施行する。

(附則)

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和3年10月19日から施行する。

(附則)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和6年11月21日から施行する。ただし、第6条、第9条第1項、第15条第2項(柱書き及び第六号を除く。)、第19条第2項(柱書き中「第2条第10号イからニまでに掲げる業種に係る業務を行う建築物等」を除く。)、第30条第2項(「確認検査員又は副確認検査員」に限る。)、第36条第2項(「確認検査員又は副確認検査員」に限る。)、第42条第2項(「確認検査員又は副確認検査員」に限る。)の規定は、令和7年4月1日から施行し、それまでの間はなお従前の例による。

(附則)

この規程は、令和7年3月11日より施行する。ただし、第6条、第9条第1項、第15条第2項(柱書き及び第六号を除く。)、第17条、第18条第2項、第19条第2項(柱書き中「第2条第10号イからニまでに掲げる業種に係る業務を行う建築物等」を除く。)、第29条第2項、第30条第2項(「確認検査員又は副確認検査員」に限る。)、第34条、第35条第2項、第36条第2項(「確認検査員又は副確認検査員」に限る。)、第41条、第42条第2項(「確認検査員又は副確認検査員」に限る。)、第55条、第55条の2及び第64条の規定は、令和7年4月1日より施行し、それまでの間はなお従前の例による。

(附則)

この規程は、令和7年8月7日から施行する。

(附則)

この規程は、令和7年11月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和8年1月1日から施行する。

一般財団法人愛知県建築住宅センター
確認検査手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人愛知県建築住宅センター(以下「センター」という。)手数料に関する規程(以下「手数料規程」という。)」第2条に基づき、センターが実施する別に定める「確認検査業務規程」第15条に係る業務(以下「確認検査等業務」という。)の申請手数料について必要な事項を定める。

(建築物に関する確認申請手数料)

- 第2条 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第6条第1項に定める建築物に関する確認申請手数料及び法第18条第4項に定める通知に関する手数料は、建築物1棟につき、別表1(表中、確認申請手数料とあるのは、法第18条第4項に定める通知の場合は当該通知に関する手数料と読み替えるものとする。以下法第18条第23項及び同法第32項に基づく通知に関する手数料、法第38条第1項第2号による認定に関する手数料は、第3条から第12条及び別表2から別表8において同様に読み替えるものとする。)に掲げる額とする。
- 2 別表1における申請床面積は、法の規定に基づく床面積(延べ面積)とし、建築物を新築し、増築し、又は改築する場合は当該新築、増築又は改築に係る部分の床面積、建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合は当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積とする。
 - 3 建築物を同一棟において増築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は用途を変更する場合は、当該建築に係る床面積に既存部分の床面積の2分の1を加えた床面積を申請床面積とし、その申請床面積に係る別表1に掲げる額を確認申請の手数料とする。
 - 4 確認申請1件に対し複数棟の建築物を申請する場合は、それぞれの建築物の申請床面積に係る別表1に掲げる額の合計を確認申請の手数料とする。ただし、申請床面積が30㎡以下の付属建築物については、主たる建築物にその面積を加えた床面積を申請床面積とし、その申請床面積に係る別表1に掲げる額を確認申請の手数料とする。
 - 5 次の各号に掲げる場合は、それぞれ定められた手数料を別表1に掲げる額に加算する。
 - 一 天空率を用いた建築物の場合は、当該建築物の申請床面積に係る確認申請手数料の30%を加算する。ただし、千円未満は切捨てとする。
 - 二 日影審査を要する建築物の場合は、当該建築物の申請床面積に係る確認申請手数料の30%を加算する。ただし、千円未満は切捨てとする。
 - 三 特定天井を有する建築物の場合は、当該建築物の申請床面積に係る確認申請手数料の20%を加算する。ただし、千円未満は切捨てとする。
 - 四 法第6条の3第1項ただし書きの規定による許容応力度等計算(いわゆる「ルート2審査」)についてセンターで審査を実施する場合は、105,000円を加算する。
 - 五 構造計算適合性判定が必要な建築物の場合は、審査整合性手数料として26,000円を加算する。
 - 六 省エネ基準適合を仕様基準で確認する場合は、30,000円を加算する。なお、長屋・共同住宅等において、住戸毎に外皮・設備機器の仕様が異なる場合は、別途見積りした額を加算する。

- 七 避難安全検証法、耐火性能検証法、防火区画検証法を用いた建築物の場合は、それぞれ当該建築物の申請床面積に係る確認申請手数料の40%を加算する。ただし、千円未満は切捨てとする。
- 八 法6条の4による確認の特例無しの建築物で、一の建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合又は混構造の場合は、当該建築物の申請床面積に係る確認申請手数料の30%を加算する。ただし、千円未満は切捨てとする。また、当該建築物が第四号、第五号の加算対象となる場合は、第四号、第五号の加算はしないものとする。
- 九 構造計算に限界耐力計算法を用いた建築物の場合は、別途見積りした額を加算する。
- 十 構造部材(2次部材等を除く)の断面検討を、当センターホームページに記載の構造計算プログラムを使用しない建築物の場合及び手計算による建築物の場合は、別途見積りした額を加算する。
- 十一 バリアフリー法の適用を受ける建築物の場合は、当該建築物の申請床面積に係る確認申請手数料の20%を別表1に掲げる額に加算する。ただし、千円未満は切捨てとする。
- 十二 確認済証を書面にて交付する場合は、1,000円を加算する。
- 十三 書面にて申請を行う場合は、当該建築物の申請床面積に係る確認申請手数料の100%を別表1に掲げる額に加算する。ただし、千円未満は切捨てとする。
- 6 建築確認等を受けた建築物の計画を変更する場合は、平成11年4月28日付建設省住指発第202号第4-1に示された方法で申請床面積を算定し、その申請床面積に係る別表1に掲げる額を当該変更確認申請に係る手数料とする。ただし、令和7年4月1日施行の法改正による施行前の確認で施行後の着工となる建築物の計画変更確認申請手数料は、法改正に伴う追加の審査項目がある場合に限り、計画変更後の建築物全体の延べ面積を申請床面積として、別表1に掲げる額を当該変更確認申請に係る手数料とする。
- 7 前項の場合で、平成11年4月28日付建設省住指発第202号第4-1に示された方法が2以上ある場合は、その変更内容ごとに算定した額の合計を当該変更確認申請手数料とする。
- 8 第5項及び前項において、別表1で別途見積りとしている申請床面積における当該建築物の変更に係る手数料については、当初の確認申請手数料同様、その変更内容によって別途見積りとする。

(建築設備等に関する確認申請手数料)

- 第3条 法第87条の4に定める昇降機、小荷物専用昇降機及びその他の建築設備並びに法第88条第1項及び第2項に定める工作物(以下、「建築設備等」という。)に関する確認申請手数料は、1基につき別表2に掲げる額とする。
- 2 確認を受けた建築設備等の計画を変更する場合においても前項の手数料とする。ただし、別表2で別途見積りとしている用途における変更に係る手数料については、当初の確認申請手数料同様、別途見積りとする。
- 3 次の各号に掲げる場合は、それぞれ定められた手数料を別表2に掲げる額に加算する。
- 一 確認済証を書面にて交付する場合は、1,000円を加算する。
- 二 書面にて申請を行う場合は、当該建築設備等に関する確認申請手数料の100%を別表2に掲げる額に加算する。ただし、千円未満は切捨てとする。

(建築物に関する中間検査申請手数料)

- 第4条 建築物に関する中間検査申請手数料は、建築物1棟につき別表3に掲げる額とする。

- 2 中間検査申請1件に対し複数棟の建築物の検査を要する場合は、それぞれの建築物の検査対象床面積に係る別表3に掲げる額の合計を中間検査申請の手数料とする。ただし、検査対象床面積が30㎡以下の付属建築物については、主たる建築物にその面積を加えた床面積を検査対象床面積とし、その検査対象床面積に係る別表3に掲げる額を中間検査申請の手数料とする。
- 3 法第7条の5による検査の特例有りの建築物において、壁量計算の添付がある場合は、法第7条の5による検査の特例無しの建築物として別表3に掲げる額を適用する。
- 4 中間検査を工区分けして申請する場合は、その工区ごとに中間検査申請手数料を算定する。
- 5 次の各号に掲げる場合は、それぞれ定められた手数料を別表3に掲げる額に加算する。
 - 一 建築場所等が別表8に示す市町村に該当する場合は、それぞれ定められた額を加算する。
 - 二 再検査が必要となる場合は、別表3に掲げる額の50%の手数料を加算する。ただし、建築場所等が前号に該当する場合は、それぞれ定められた額を加算する。
 - 三 他機関で建築確認を受けた場合又は他機関で当該中間検査以前の中間検査までを受けている場合の中間検査申請の場合は、当該建築確認における申請床面積に係る別表1に掲げる額を加算する。ただし、千円未満は切捨てとする。
 - 四 令和7年4月1日施行の法改正による施行前の確認で施行後の着工となる建築物で、法改正(審査の特例となる対象の縮小)に伴う構造関係規定の審査を新たに行う必要のある場合は、確認済証交付時から計画変更確認が無い場合に限り、当該建築確認における申請床面積に係る別表1に掲げる額を加算する。
 - 五 中間検査合格証を書面にて交付する場合は、1,000円を加算する。
- 6 法第7条の5による検査の特例有りの建築物以外の建築物で、住宅瑕疵担保責任保険の検査をセンターが同時に実施する場合は、別表3に掲げる額から5,000円を減算した額を中間検査申請の手数料とする。ただし、検査対象床面積が500㎡以下の建築物に限る。

(建築物に関する完了検査申請手数料)

第5条 建築物に関する完了検査申請手数料は、建築物1棟につき別表4に掲げる額とする。

- 2 完了検査申請1件に対し複数棟の建築物の検査をする場合は、それぞれの建築物の検査対象床面積に係る別表4に掲げる額の合計を完了検査申請の手数料とする。ただし、検査対象床面積が30㎡以下の付属建築物については、主たる建築物にその面積を加えた床面積を検査対象床面積とし、その検査対象床面積に係る別表4に掲げる額を完了検査申請の手数料とする。
- 3 次の各号に掲げる場合は、それぞれ定められた手数料を別表4に掲げる額に加算する。
 - 一 建築場所等が別表8に示す市町村に該当する場合は、それぞれ定められた額を加算する。
 - 二 再検査が必要となる場合は、別表4に掲げる額の50%の手数料を加算する。ただし、建築場所等が前号に該当する場合は、それぞれ定められた額を加算する。
 - 三 他機関で建築確認を受けた場合又は他機関で中間検査までを受けている場合の完了検査申請の場合は、当該建築確認における申請床面積に係る別表1に掲げる額を加算する。ただし、千円未満は切り捨てとする。

四 省エネ適合性判定対象建築物の場合は、対象となる建築物の別表 4 の面積区分に応じて別表 6 の手数料を加算する。ただし、センターで建設住宅性能評価の検査又はフラット35の竣工現場検査を実施する場合は、加算しない。

五 省エネ適合性判定が必要な建築物の場合は、審査整合性手数料として 26,000 円を加算する。ただし、省エネ適合性判定機関がセンターの場合は除く。

六 他機関で交付された設計住宅性能評価書又は長期使用構造等の確認書の提出により省エネ適判を要しなかった場合における設計住宅性能評価又は長期使用構造等の確認の図書及び書類(省エネ基準に係る部分)の提出を要する場合は、審査整合性手数料として 26,000 円を加算する。

八 令和 7 年 4 月 1 日施行の法改正による施行前の確認で施行後の着工となる建築物で、法改正(審査の特例となる対象の縮小)に伴う審査を新たに行う必要がある場合は、確認済証交付時から計画変更確認が無い場合に限り、当該建築確認における申請床面積に係る別表 1 に掲げる額を加算する。ただし、第 4 条第 5 項第 4 号による加算をしている場合を除く。

九 住宅系建築物において、省エネ適合性判定通知書(設計住宅性能評価書等により省エネ適判を省略した場合を含む)を受けた建築物の省エネ基準を仕様基準に変更する場合、又は令和 7 年 4 月 1 日施行の法改正による施行前の確認で施行後の着工となる建築物に適用される省エネ基準を仕様基準にて適合させる場合は、省エネ審査手数料として 30,000 円を加算する。ただし、法改正後の計画変更確認で省エネ基準(仕様基準)を確認している場合を除く。

十 検査済証を書面にて交付する場合は、1,000 円を加算する。

4 センターで仮使用認定を受けた建築物の場合は、仮使用認定部分の床面積の 80%を検査対象床面積から減じた床面積に係る別表 4 に掲げる額を完了検査申請の手数料とする。

5 検査済証のない建築物で、「既存建築物の現況調査ガイドライン」を活用して確認申請をした場合の同一棟増築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は同一棟用途変更の場合は、当該増築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は同一棟用途変更に係る床面積に既存部分の床面積の 2 分の 1 を加えた床面積を申請床面積とし、その申請床面積に係る別表 1 に掲げる額を完了検査の申請手数料とする。

(建築設備等に関する完了検査申請手数料)

第 6 条 建築設備等に関する完了検査申請手数料は、1 基につき別表 5 に掲げる額とする。

2 次の各号に掲げる場合は、それぞれ定められた手数料を別表 5 に掲げる額に加算する。

一 設置場所等が別表 8 に示す市町村に該当する場合は、それぞれ定められた額を加算する。

二 再検査が必要となる場合は、別表 6 に掲げる額の 50%の手数料を加算する。ただし、設置場所等が前号に該当する場合は、それぞれに定められた額を加算する。

三 他機関で建築確認を受けた建築設備等の完了検査申請の場合は、当該建築確認における建築設備等に係る別表 2 に掲げる額を加算する。

四 検査済証を書面にて交付する場合は、1,000 円を加算する。

(仮使用認定申請手数料)

第 7 条 建築物又は建築設備等に関する仮使用認定申請手数料は、建築物は 1 棟につき別表 7 に掲げる額、建築設備等は 1 基につき 35,000 円とする。

- 2 仮使用認定申請1件に対し、複数棟の建築物の仮使用認定を申請する場合は、それぞれの建築物の仮使用部分の床面積に係る別表7に掲げる額の合計を仮使用認定申請の手数料とする。
- 3 次の各号に掲げる場合は、それぞれ定められた手数料を建築物については別表7に掲げる額に、建築設備等については35,000円に加算する。
 - 一 建築場所等が別表8に示す市町村に該当する場合は、それぞれ定められた額を加算する。
 - 二 再検査が必要となる場合は、建築物については別表7の50%を、建築設備等については17,500円を加算する。ただし、建築場所等が前号に該当する場合は、それぞれ定められた額を加算する。
 - 三 仮使用認定通知書を書面にて交付する場合は、1,000円を加算する。
 - 四 書面にて申請を行う場合は、建築物については当該仮使用認定申請手数料の100%を別表7に掲げる額に加算し、建築設備等については建築設備等1基につき35,000円を加算する。ただし、千円未満は切捨てとする。

(地域別追加手数料)

- 第8条 第4条第5項第一号、第5条第3項第一号、第6条第2項第一号及び第7条第3項第一号に規定する別表8に掲げる地域別追加手数料の加算を行う場合で、同一日時と同時に検査を実施できる場合の別表8の加算額は次の各号のとおりとする。
- 一 建築物と建築設備等の検査を同時に実施する場合は、建築物に係る完了検査申請の手数料に対して加算をし、建築設備等に係る完了検査申請の手数料においては加算をしない。
 - 二 同一敷地内において、検査実施日時(検査希望日時)が同一で、かつ申請者等が同一の場合における複数の建築設備等に係る完了検査申請を受理した場合は、別表8に定める加算額を申請件数分で除した金額(100円未満切捨て)をそれぞれに加算する。ただし前号の場合は除く。
 - 三 同一団地内において、検査実施日時(検査希望日時)が同一で、かつ申請者等が同一の場合における複数の建築物に係る完了検査申請を受理した場合は、別表8に定める加算額を申請件数分で除した金額(100円未満切捨て)をそれぞれに加算する。
- 2 前項の場合で、申請者等の都合による検査実施日時(検査希望日時)の変更等によって別表8に定める加算額に過不足が生じた場合は清算を行う。

(確認済証等を交付した旨の証明書発行手数料)

- 第9条 確認済証、中間検査合格証及び検査済証を交付した旨の証明書に係る発行手数料は、届出1件に対し1,000円とする。

(確認検査等業務に係る申請手数料の減額)

- 第10条 センターは、類似する確認検査等業務が効率的に実施できる場合にあつては、実費を勘案して確認検査等業務手数料を減額することができるものとする。

(確認検査等業務手数料の返還)

- 第11条 センターは、収納した確認検査等業務手数料は返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由により確認検査等業務が実施できなかつた場合には、建築主等に返還する。

(確認検査等手数料の変更)

第12条 第2条から第9条における手数料の改定を行う場合は、改定後の額とその理由、適用時期について、事前にウェブサイトへの掲載その他適切な方法により公表を行う。

附則

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 6 月 20 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 11 月 21 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

別表1 建築物の確認申請手数料(第2条関係)

単位:円

申請床面積	法第6条の4による 確認の特例有りの建築物		法第6条の4による 確認の特例無しの建築物	
	型式(※1)	型式以外	一戸建ての住宅、 長屋・倉庫・配送セ ンター・車庫・工場 (※2)	左記以外
100 m ² 以下	26,000	31,000	55,000	80,000
100 m ² を超え 200 m ² 以下	35,000	44,000	75,000	130,000
200 m ² を超え 300 m ² 以下	45,000	54,000	106,000	160,000
300 m ² を超え 500 m ² 以下	52,000	----	138,000	180,000
500 m ² を超え 1,000 m ² 以下	60,000	----	230,000	277,000
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以下	別途見積り	----	280,000	400,000
2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以下	別途見積り	----	360,000	446,000
3,000 m ² を超え 4,000 m ² 以下	別途見積り	----	430,000	559,000

4,000 m ² を超え 5,000 m ² 以下	別途見積り	----	500,000	650,000
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	別途見積り	----	700,000	910,000
10,000 m ² を超える	別途見積り	----	別途見積り	別途見積り

○申請床面積： 法の規定に基づく床面積(延べ面積)とし、建築物を新築し、増築し、又は改築する場合は当該新築、増築又は改築に係る部分の床面積、建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合は当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積

別表2 建築設備等の確認申請手数料(第3条関係)

単位:円

昇降機	30,000/基		
その他建築設備	46,000/基		
工作物	高さ 3m を超える擁壁(※3)		46,000/基
	上記以外の工 作物	高さ 3m 以下の擁壁、広 告塔(※4)	36,000/基
		擁壁・広告塔以外の工作 物	別途見積り

別表3 建築物の中間検査申請手数料(第4条関係)

単位:円

検査対象床面積	法第7条の5による検査の特例有り の建築物	左記以外の建築物
100 m ² 以下	32,000	54,000
100 m ² を超え 200 m ² 以下	42,000	60,000
200 m ² を超え 300 m ² 以下	59,000	88,000
300 m ² を超え 500 m ² 以下	64,000	117,000
500 m ² を超え 1,000 m ² 以下	70,000	129,000
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以下	別途見積り	180,000
2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以下	----	253,000
3,000 m ² を超え 4,000 m ² 以下	----	330,000
4,000 m ² を超え 5,000 m ² 以下	----	416,000
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	----	533,000
10,000 m ² を超える	----	別途見積り

○検査対象床面積： 法施行規則による中間検査申請書第三面【8.特定工程】の【ハ.検査対象床面積】に記載された対象床面積

別表4 建築物の完了検査申請手数料(第5条関係)

単位:円

検査対象床面積	法第7条の5による検査の特例有りの建築物	左記以外の建築物
100 m ² 以下	32,000	48,000
100 m ² を超え 200 m ² 以下	42,000	54,000
200 m ² を超え 300 m ² 以下	59,000	79,000
300 m ² を超え 500 m ² 以下	64,000	105,000
500 m ² を超え 1,000 m ² 以下	70,000	118,000
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以下	別途見積り	130,000
2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以下	別途見積り	240,000
3,000 m ² を超え 4,000 m ² 以下	別途見積り	270,000
4,000 m ² を超え 5,000 m ² 以下	別途見積り	350,000
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	別途見積り	400,000
10,000 m ² を超える	別途見積り	別途見積り

○検査対象床面積： 法施行規則による完了検査申請書第三面【8.検査対象床面積】に記載された対象床面積

別表5 建築設備等の完了検査申請手数料(第6条関係)

単位:円

昇降機 その他建築設備	他の確認検査申請と同時検査の場合	25,000/基
	単独の場合	32,000/基
	センターで仮使用認定を受けている場合	14,000/基
工作物	他の確認検査申請と同時検査の場合	25,000/基
	単独の場合	32,000/基
	センターで仮使用認定を受けている場合	14,000/基

別表6 省エネ適判に係る建築物の完了検査申請手数料に加算する手数料

(第5条関係)

単位:円

申請床面積	加算する手数料
100 m ² 以下	8,000
100 m ² を超え 200 m ² 以下	10,000
200 m ² を超え 300 m ² 以下	11,000
300 m ² を超え 500 m ² 以下	13,000
500 m ² を超え 1,000 m ² 以下	20,000
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以下	24,000
2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以下	69,000
3,000 m ² を超え 4,000 m ² 以下	85,000
4,000 m ² を超え 5,000 m ² 以下	103,000
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	120,000
10,000 m ² を超える	別途見積り

○申請床面積： 法の規定に基づく床面積(延べ面積)

別表7 建築物の仮使用認定申請手数料(第7条関係)

単位:円

仮使用部分の床面積	型式(※1)	型式以外
100 m ² 以下	36,400	59,800
100 m ² を超え 200 m ² 以下	46,800	72,800
200 m ² を超え 300 m ² 以下	66,000	98,000
300 m ² を超え 500 m ² 以下	72,800	109,200
500 m ² を超え 1,000 m ² 以下	117,000	161,200
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以下	----	249,600
2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以下	----	469,300
3,000 m ² を超え 4,000 m ² 以下	----	557,700
4,000 m ² を超え 5,000 m ² 以下	----	674,700
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	----	881,400
10,000 m ² を超える	----	別途見積り

別表8 地域別追加手数料

単位:円

域 区分	追加 手数料	市町村名(※5)(※6)		
		岐阜県	三重県	静岡県
A 地域	16,000	大垣市(都市計画区域外)、瑞浪市、御嵩町、八百津町、川辺町、関ヶ原町	鈴鹿市、いなべ市(都市計画区域外)、菰野町(都市計画区域外)	浜松市天竜区、磐田市、袋井市
B 地域	31,000	恵那市、中津川市、東白川村、白川町、七宗町、郡上市、揖斐川町、本巣市(都市計画区域外)、関市(都市計画区域外)、山県市(都市計画区域外)	津市、松阪市、亀山市、伊賀市、名張市	静岡市、焼津市、藤枝市、島田市、川根本町、吉田町、牧之原市、御前崎市、菊川市、掛川市、森町
C 地域	62,000	下呂市、飛騨市、高山市、白川村	伊勢市、鳥羽市、尾鷲市、志摩市、多気町、明和町、玉城町、度会町、南伊勢町、大台町、大紀町、紀北町	沼津市、富士宮市、富士市、裾野市、三島市、長泉町、清水町
D 地域	78,000		熊野市、御浜町、紀宝町	御殿場市、熱海市、伊豆の国市、伊豆市、伊東市、下田市、小山町、函南町、西伊豆町、東伊豆町、河津町、松崎町、南伊豆町

※1 建築基準法第68条の11に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物をさす。

※2 一戸建ての住宅・長屋は住宅部分の床面積が全体の 1/2 以上ある場合に限り、倉庫・配送センター・車庫・工場の場合は、自走式の斜路がある場合を除き、かつ確認申請書第四面 2 欄の用途が上記用途の場合のみに限る。

※3 エキスパンションジョイント等で接する擁壁の場合は分離した数によって手数料を算定する。

- ※4 令第 138 条第 1 項第三号に掲げる工作物をさす。
- ※5 愛知県内及び表に記載のない市町村は加算しない。
- ※6 センターが必要と認めた場合は本表によらない場合がある。

その他の要領等

- ・確認検査手数料の減額に関する取扱いについて